ガラス室（南）（農学部口座）	建　物	0	—	0
堆肥舎（動物）（農学部口座）	建　物	0	—	0
ガラス室（西）（農学部口座）	建　物	0	—	0
植物育種学ガラス室（農学部口座）	建　物	0	—	0
バイオトロン室（農学部口座）	建　物	2	—	2
植物栽培作業室（農学部口座）	建　物	3	—	3
硬質ビニールハウス（農学部口座）	建　物	1	—	1
厚生施設（学生談話室）用渡廊下（農学部口座）	建　物	0	—	0
雑工作物（農学部口座）等（農学部口座）	構築物、立木竹	111	—	111
マテリアル・開発系北実験棟Ｃ棟（工学部口座）	建　物	11	—	11
マテリアル・開発系南実験棟Ｄ棟（工学部口座）	建　物	10	—	10
マテリアル・開発系南実験棟Ｅ棟（工学部口座）	建　物	14	—	14
ボート艇庫用地	土　地	33	33	—
名取ボート艇庫・合宿所	建　物	27	—	27
屋外排水設備等（ボート艇庫口座）	構　築　物	0	—	0

Ⅵ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については（独）国立大学財務・経営センターからの借入れに限定しております。資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規定に基づき、国債を保有しております。また、当法人は産業競争力強化法第22条に基づく出資を行い取得した関係会社株式及びその他の関係会社有価証券を保有しております。未収附属病院収入は、国立大学法人東北大学債権管理事務取扱細則に沿ってリスク管理を行っております。国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時　価（＊１）	差　額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券	1,650	1,973	322
満期保有目的の債券	1,650	1,973	322
⑵　現金及び預金	36,093	36,093	—
⑶　未収附属病院収入	7,977	7,977	—
徴収不能引当金（＊２）	△　102	△　102	—
	7,875	7,875	—
⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金	(14,330)	(15,217)	(887)
⑸　長期借入金	(21,906)	(23,684)	(1,777)
⑹　未払金	(18,366)	(18,366)	—
⑺　リース債務	(9,450)	(9,601)	(150)
⑻　ＰＦＩ債務	(432)	(443)	(10)

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（＊２）　未収附属病院収入及びその他未収入金に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

満期保有目的の債券の時価については、日本証券業協会が公表している公社債店頭売買参考統計値によっております。

⑵　現金及び預金、　⑶　未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金及び　⑸　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引く方法により算定しております。

⑹　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑺　リース債務及び　⑻　ＰＦＩ債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引又はＰＦＩによる事業契約を行った場合に想定される利率で割引く方法により算定しております。

（注２）　関係会社株式（貸借対照表計上額60百万円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額908百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため注記しておりません。

Ⅶ．賃貸等不動産関係

当法人は宮城県その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅷ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の規定に基づく放射線同位元素等を使用している建物の放射線の除去義務、土地の賃貸借契約に伴う原状回復義務及び土地の売買契約に伴う建物取壊義務であります。